

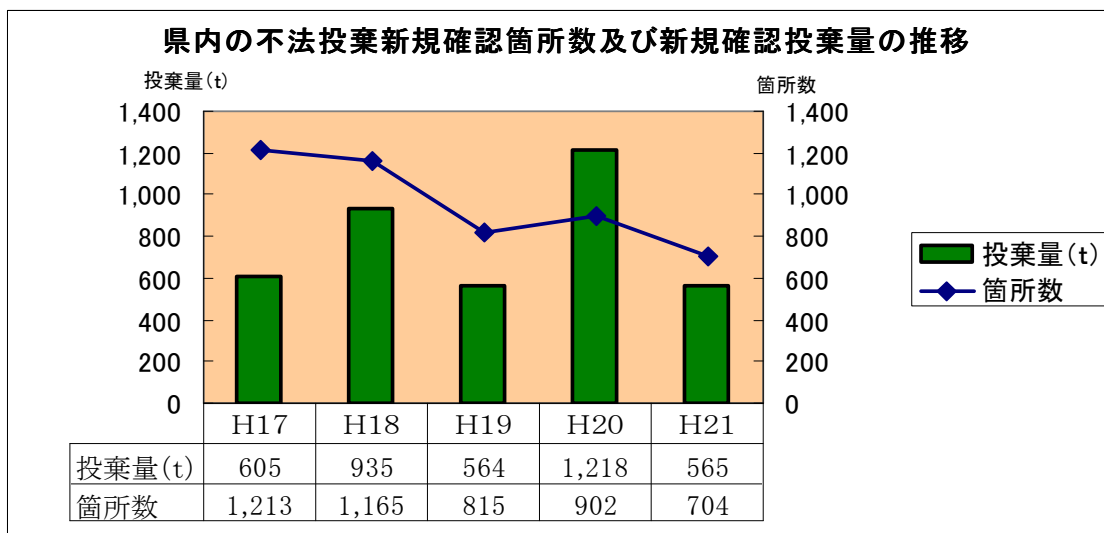
第4号 H22(2010) 8.16	不法投棄監視協力員たより	発行：山梨県森林環境部 環境整備課
TEL 055-223-1517	FAX 055-223-1507	メール haitai@pref.yamanashi.lg.jp

◆はじめに

平成17年度にスタートした不法投棄監視協力員制度につきましては、平成22年7月1日現在で1,056名の方々に登録をいただいております。また、平成17年度に登録された方々は登録後5年を経過したため、登録更新（登録継続等）の手続きを行いました。今後とも、皆様方には、不法投棄の未然防止、早期発見のため、通報等に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、県外への転居、健康上等の理由により、登録の辞退を希望される場合は、環境整備課又は各林務環境事務所にその旨を申し出てください。

◆山梨県の不法投棄の状況



- このグラフは、各林務環境事務所で把握・確認した不法投棄量及び箇所数等を集計したものです。
- 市町村で独自に発見、撤去した小規模な不法投棄は含まれていません。

平成21年度に山梨県内で発見された廃棄物の不法投棄の箇所数は704箇所（対前年22.0%減）となっています。一方、不法投棄された廃棄物の投棄量は565tと前年を大幅に下回りましたが、これは、中北と峡南の林務事務所管内の大規模な不法投棄（約350tの事案が2件）により前年度の投棄量が突出したためであり、中期的には同じような規模で推移しています。

◆不法投棄監視協力員からの通報件数の推移

過去5年間で100件の通報をいただきました。引き続き御協力をお願いします。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
12	27	21	21	19	100

◆通報事例の紹介

通報で判明した不法投棄のうち、最近の2つの事例をご紹介します。いずれの事例も、通報後、直ちに行った現地調査等により、行為者を特定し、不法投棄された廃棄物の適正処理が実施されています。

<事例1>

通報時期：平成22年4月

通報内容：林道脇の山林斜面にガラスくずなどの廃棄物が投棄されている。
付近で不審な車を目撃した。

投棄物：ガラスくず（窓ガラス）、ベニヤ板

通報者が目撃した車のナンバーを覚えていたため、車の所有者から事情を聞いたところ、廃棄物の投棄を認めました。

県では、行為者である車の所有者に対し、廃棄物の撤去を指導し、県の立会いのもと、全量が撤去され、適正に処理されました。



<事例2>

通報時期：平成22年4月、5月

通報内容：林道脇の山林斜面の2箇所に、がれき類、内装材（床材、タイル）等の解体廃棄物が投棄されているのを発見した。

投棄物：がれき類、廃プラスチック類など数
立法メートル

通報後、直ちに現地調査を行ったところ、投棄された廃棄物から排出元を特定する手がかりが得られ、2カ所の廃棄物は排出元が同じであると推測されました。

県では、複数箇所に不法投棄するなど悪質な事案であるため、警察にも通報し、捜査の結果、行為者2名が廃棄物処理法違反で逮捕されました。廃棄物は、行為者等により全量撤去されます。



◆携帯用の不法投棄等発見通報マニュアルを作成しました



手帳や財布等に入るサイズに折りたためる「不法投棄等発見通報マニュアル」を作成しました（通報先一覧、通報のポイント等をまとめました）。今回の「不法投棄監視協力員たより」に同封しますので、御活用ください。

また、山梨県のホームページの中の「不法投棄対策」([トップ](#) > [まちづくり・環境](#) > [廃棄物・リサイクル・エネルギー](#) > [不法投棄対策](#))のページをリニューアルしました。ホームページにも、不法投棄の通報等について詳しく掲載していますので、参考にしてください。